

JIS

環境ラベル及び宣言－ タイプⅢ環境宣言－原則及び手順

JIS Q 14025 : 2008
(ISO 14025 : 2006)

平成 20 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 管理システム規格専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|--------|--------|-----------------------------|
| (委員長) | 飯塚 悦 功 | 東京大学 |
| (委員) | 安倍 徹 | 審査登録機関協議会 (社団法人日本能率協会) |
| | 市川 昌彦 | 有限会社環境 ISO システムサポート研究所 |
| | 岩本 威生 | 社団法人日本化学工業協会 |
| | 岡本 裕 | 財団法人日本規格協会 |
| | 梶屋 俊幸 | 社団法人電子情報技術産業協会 (松下電器産業株式会社) |
| | 加藤 芳幸 | 財団法人日本規格協会 |
| | 久保 真 | 財団法人日本適合性認定協会 |
| | 近藤 良太郎 | 社団法人日本電機工業会 |
| | 佐野 真理子 | 主婦連合会 |
| | 椿 広計 | 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 |
| | 中西 正士 | 日本商工会議所 |
| | 西村 芳英 | 社団法人日本能率協会 |
| | 福丸 典芳 | 有限会社福丸マネジメントテクノ |
| | 前原 郷治 | 社団法人日本鉄鋼連盟 |
| | 三井 清人 | 財団法人日本品質保証機構 |
| | 村川 賢司 | 前田建設工業株式会社 |
| | 森本 司 | 社団法人産業環境管理協会 |
| | 吉澤 正 | 帝京大学 |
| (専門委員) | 安藤 栄倫 | 財団法人日本規格協会 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.6.20

官 報 公 示：平成 20.6.20

原案作成協力者：社団法人産業環境管理協会

(〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル TEL 03-5209-7707)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：管理システム規格専門委員会 (委員長 飯塚 悦功)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット認証課管理システム標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 2 |
| 2 引用規格 | 2 |
| 3 用語及び定義 | 3 |
| 4 目的 | 5 |
| 5 原則 | 5 |
| 5.1 JIS Q 14020 との関連 | 5 |
| 5.2 任意性 | 5 |
| 5.3 ライフサイクル原則 | 5 |
| 5.4 モジュール方式 | 6 |
| 5.5 利害関係者の参画 | 6 |
| 5.6 比較可能性 | 6 |
| 5.7 検証 | 6 |
| 5.8 柔軟性 | 6 |
| 5.9 透明性 | 7 |
| 6 プログラムの要求事項 | 7 |
| 6.1 一般的事項 | 7 |
| 6.2 プログラムの適用範囲 | 7 |
| 6.3 プログラム運営者の責任 | 7 |
| 6.4 一般的プログラム指示書 | 8 |
| 6.5 利害関係者の参画 | 8 |
| 6.6 製品カテゴリー設定のための手順 | 9 |
| 6.7 PCR 作成のための手順 | 9 |
| 6.8 LCA 手法適用のための手順 | 11 |
| 7 宣言の要求事項 | 13 |
| 7.1 一般 | 13 |
| 7.2 宣言の内容 | 13 |
| 7.3 宣言の改訂 | 16 |
| 8 検証 | 16 |
| 8.1 レビュー及び独立した検証のための手順 | 16 |
| 8.2 検証者及びレビュー委員会の独立性及び力量 | 17 |
| 8.3 データの機密保持に関する規則 | 18 |
| 9 企業と消費者とのコミュニケーションに関するタイプⅢ環境宣言の作成に関する追加要求事項 | 18 |
| 9.1 一般 | 18 |
| 9.2 情報の提供 | 19 |

| | ページ |
|--|-----|
| 9.3 利害関係者の参画..... | 19 |
| 9.4 検証..... | 19 |
| 附属書 A (参考) タイプⅢ環境宣言プログラムの作成及び運営制度..... | 20 |
| 附属書 B (参考) 部品のタイプⅢ環境宣言に含まれるモジュールを用いて タイプⅢ環境宣言を作成する場合の例..... | 22 |
| 参考文献..... | 24 |
| 解 説..... | 25 |

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

環境ラベル及び宣言－ タイプⅢ環境宣言－原則及び手順

Environmental labels and declarations－ Type III environmental declarations－Principles and procedures

序文

この規格は、2006年に第1版として発行されたISO 14025を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

タイプⅢ環境宣言では、同一の機能を果たす製品間での比較を可能にするための、製品のライフサイクルにかかわる定量化された環境情報が提示される。タイプⅢ環境宣言は、次の要件を満たす。

- － 一つ又は複数の組織によって提供される。
- － **ISO 14040** シリーズの規格に従って独立して検証されたライフサイクルアセスメント（以下、LCAという。）データ、ライフサイクルインベントリ分析（以下、LCIという。）データ又は情報モジュール、及び妥当な場合には追加的環境情報に基づく。
- － 事前に設定されたパラメータを用いて作成される。
- － 企業、企業グループ、産業セクタ、産業団体、公的機関、政府機関、独立した学術研究団体、又はその他の組織といったプログラム運営者の管理に従う。

この規格で記述するタイプⅢ環境宣言は、主に企業間のコミュニケーションでの利用を意図している。また、企業と消費者との円滑なコミュニケーションの実現を図り、環境に関する取組を促進させることも意図している。タイプⅢ環境宣言の作成者は、対象を正確には特定することはできない。しかしながら、例えば、大企業、中小企業 (SME)、公共調達機関及び消費者といった異なる購入者、又は利用者グループの情報ニーズに配慮することが重要である。この規格に基づくタイプⅢ環境宣言及びプログラムの作成に責任を負う者は、対象となる利用者の関心度に十分な注意を払う必要がある。

この規格に基づくプログラムでは、宣言を行う組織は、データの独立した検証を内部又は外部のいずれかによって保証することが求められる。これは、企業から消費者への宣言の場合を除いては、第三者による検証を意味してもよいが、必ずしも第三者による検証でなければならないということの意味するものではない。国際標準化機構(ISO)では、“認証”（製品又はプロセスが所定の要求事項を満たしていることを、第三者が文書で保証する手続）に関する一般的な定義を与えている。それにもかかわらず、“認証”は、異なる地域において異なった方法で理解し、かつ、実施されている。混同を避けるために、この規格では、“認証”の代わりに“第三者検証”という用語を用いた。